

令和7年度 被災建築物応急危険度判定士資格認定(更新)講習会について

徳島県では、次のとおり「徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定講習会」を開催いたします。受講対象者様におかれましては、御家族・県民の安全を守るためにも、積極的な受講をお願い申し上げます。

【開催日時】 令和7年12月18日(木) 13時30分から16時00分まで

【開催場所】 日峯大神子テニスセンター 管理事務所 大会議室 (徳島市大原町大神子7-1)

【定員】 70名 (※受講料無料)

【対象者】 徳島県内に在住または勤務し、次のいずれかに該当する方

- ・『新規』に判定士登録を希望する建築士又は建築施工管理技士(一級、二級(種別を『建築』に限る。))
- ・令和2年度登録の判定士(『更新』者)
- ・建築、土木又は防災に関する業務に従事した経験を有する行政職員及びこれらの職員であった者
- ・講習会の受講を希望する判定士

【申込み先】 公益社団法人徳島県建築士会
〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地 徳島県建設センター 5階
■手続事務等は徳島県建築士会が受託しておりますので、御質問や申込み等は建築士会担当者(蓑田[みのだ])の下記の連絡先にお願いします。
電話 090-4351-7385 メールアドレス tokushima.oq@gmail.com

【申込期限】 令和7年12月5日(金)必着 (※電子メール、または郵送で提出してください。)

【提出書類】 応急危険度判定士認定申請書 (※徳島県のHPからダウンロード可能)
顔写真2枚 2cm×3cm (※裏面に氏名記入、電子メール提出の方はデータ)
資格証(建築士又は建築施工管理技士)の写し (※『更新』の方と行政職員は不要)
判定士登録証の写し (※『更新』の方のみ)
■電子メール提出の場合は、申請書(エクセル)に顔写真データの添付をお願いします。なお、免許証等の写しのデータ形式はPDF・JPEG等としてください。

【徳島県HP】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/kenchiku/2012121300202/>
(※右記のQRコードから接続可能です。)



【持ち物】 筆記用具等
お持ちの方は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(黄緑の本)を持参ください。

■□■『更新』の方について ■□■

- ・判定士の『更新』は申込書類の提出のみで対応が可能です。
- ・令和2年度登録者は令和7年度に『更新』申請書を提出しない場合、令和8年3月末日で資格失効となりますので、忘れずに申請をお願いします。(※資格を失効した方は、再度登録する際に資格講習会の受講が必要となりますので御注意ください。)

【申込み先】 徳島県 県土整備部 住宅課 建築指導担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2595 メールアドレス kenchikushidoushitsu@mail.pref.tokushima.lg.jp

【申込期限】 令和8年2月27日(金)必着 (※電子メール、または郵送で提出してください。)

■被災建築物危険度判定について■

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、本格的な修復までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的としており、迅速な判定活動を可能にするためには、より多くの判定士が必要となります。

既に判定士の資格を取得していただいております皆様におかれましても、一般財団法人日本建築防災協会のHPに、『応急危険度判定マニュアルの解説』や、『判定調査の流れについて』の説明動画がございますので、復習等に御活用いただけますと幸いです。

【建築防災協会HP】 <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forinspector/oqkouhou/>